

平成26年8月5日

第63回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へのドライブレコーダーの設置について

（環境局）

神環資業第 574 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三 様

神戸市長 久 元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へのドライブレコーダーの設置について
（条例第 7 条「収集の制限」に関して）

担当：環境局資源循環部業務課

神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へのドライブレコーダーの設置について
(条例7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報】（第7条関係）

主として、次の情報の収集を行う。

1. 撮影日時
2. ごみ収集車の位置情報
3. 画像
 - ① ごみ収集車前方に写りこむ車両、人物の画像
 - ② ごみ収集車後方に写りこむ車両、人物の画像
 - ③ ごみ収集車左側方に写りこむ車両、人物の画像
 - ④ ごみ収集車右側方に写りこむ車両、人物の画像

神戸市家庭ごみ収集車（市有車）へのドライブレコーダーの設置について

1. ドライブレコーダー導入の目的・必要性

家庭ごみの収集にあたっては、安全作業に努めているところであるが、その一方で、走行中、収集中の事故が毎年発生している。（平成 25 年度：総件数 68 件、内人身事故 12 件、物損事故 56 件）

現在、家庭ごみ収集車（市有車）（以下「ごみ収集車」という。）の交通事故が発生した場合、運転者及び作業員による負傷者の救護及び危険防止措置、警察・消防への連絡をはじめ、事故処理担当職員による事故発生状況の聴き取り並びに記録、事故報告書の作成、事業所管理監督者等による事故後の運転者及び作業員への指導教育や事故要因分析、渉外担当職員と契約保険会社による事故後の示談交渉などの業務を行っている。

特に、事故の状況については、当該運転者及び作業員、相手方の証言及び現場検証により確定しており、示談交渉時の過失割合の判断や事故原因を分析しての運転者及び作業員指導に活用しているところである。

しかしながら、双方の意見が相違する場合など、事故状況の確認や事故原因を分析するための有効な情報の収集が不十分な状況にある。

このたび、ごみ収集車にドライブレコーダー（家庭ごみ収集車走行等映像記録システム）を設置することにより、

- ①事故、危険事例（ヒヤリハット）等（以下「事故等」という。）が発生した場合の状況確認、原因の解析や事故防止対策、安全教育への活用による交通安全の向上
 - ②警察等捜査関係機関、保険会社に事故時の録画映像を提供することによる迅速な事故原因の究明、円滑な事故処理及び示談交渉の実施
- に資する。

2. 機器の内容・構成

(1) ドライブレコーダー（1組の内容）

- ・ 本体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 台
- ・ 常時及び随時記録用媒体（メモリーカード）・・ 1 個
- ・ 車外撮影用カメラ・・・・・・・・・・・・ 4 台

（前方撮影用、後方撮影用、右側方撮影用、左側方撮影用）

※神戸市環境局資源循環部（9事業所）の172台に1組ずつ設置

(2) 解析装置（1組の内容）

- ・ パソコン（インターネット未接続）・・・・・・・・ 1 台
- ・ メモリーカード読み取り用リーダー・ライター・・・・ 1 台
- ・ 解析ソフト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

※神戸市環境局資源循環部の12事務所（本庁及び事業所）に1組ずつ設置

(3) 予備メモリーカード・・・・・・・・・・・・ 24枚（容量16Gバイト以上）

※神戸市環境局資源循環部の12事務所（本庁及び事業所）に2枚ずつ保管

3. 情報の処理

(1) 以下のごみ収集車の走行情報、作業状況が、ドライブレコーダーに装着するメモリーカードに記録される。メモリーカードは50時間程度連続で記録されるとともに、事故発生時や衝撃のあった時には別途随時記録され、それぞれ自動で上書き更新されていく。

ア 撮影日時

イ ごみ収集車の位置情報

ウ 画像

- ① ごみ収集車前方に写りこむ車両、人物の画像
- ② ごみ収集車後方に写りこむ車両、人物の画像
- ③ ごみ収集車左側方に写りこむ車両、人物の画像
- ④ ごみ収集車右側方に写りこむ車両、人物の画像

エ 車速、加速度等

(2) メモリーカードは、ドライブレコーダー設置後、事業所操作担当職員がドライブレコーダーに装着し、容易に取り出せない措置を施す。

なお、メモリーカードの取り出し時には専用の鍵もしくは工具により行う。左記専用の鍵もしくは工具は事業所内の施錠可能な保管庫において厳重に保管する。

(3) 事故等が発生した場合に、事業所操作担当職員は、メモリーカードを取り外して、関連するデータ部分を取り込み、解析装置を介して、DVD-Rに保存する。保存が終わると当該メモリーカードはごみ収集車へ戻して上記(2)と同様の措置を施す。

(4) データは、事故等の状況確認、原因の解析、事故防止対策及び安全教育への活用、事故処理及び示談交渉に利用する。

(5) 研修や指導に使用する場合は、識別可能な個人情報をモザイク処理するなど個人が識別できないように加工したうえでDVD-Rに保存する。また、神戸市個人情報保護条例に基づく開示請求により本人に開示する場合には、本人以外の個人情報は、特定の個人を識別不可能な状態に加工する。

4. ドライブレコーダー搭載の効果

(1) 事故時等には、より詳細なデータを用いることにより、事故状況の把握・分析・原因究明をさらに明確に行うことができ、適切かつ迅速な事故処理及び示談交渉等が可能となる。

(2) 事故等の状況を記録した映像及び各種データの収集を通して危険箇所や危険事例（ヒヤリハット情報）を抽出した研修教材を作成し、職員への安全教育を行うことで、今後の事故防止や運転技術向上など安全走行・作業事故防止に役立てることができる。

5. スケジュール

稼働時期 平成27年3月以降（予定）

6. 処理件数

ごみ収集車172台に機器を設置し、平成27年度以降も新規購入の車両に設置する予定。

7. 個人情報の保護

個人情報の保護及び電子データの保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」を遵守するとともに、別途「神戸市環境局ドライブレコーダー運用基準」を策定し、次のとおり厳格に運用する。

(1) 市民等への周知

ドライブレコーダー搭載車には、視認しやすい場所に、ドライブレコーダーを設置している旨の表示をし、市民等が容易に識別できるようにする。

(2) 技術面での保護安全対策

解析装置の操作を行う際には、パスワードを設定し、その入力を必須とする。

なお、ドライブレコーダー内のメモリーカードにデータを記録する際は暗号化し、専用の解析装置がないと情報を取り込み、閲覧することができないようにする。

(3) 運用面での保護安全対策

ア 解析装置の操作については、操作者を限定し、その操作内容は記録簿に記入するものとする。なお、上記(2)のパスワードは定期的に変更する。

イ 記録したデータは、次のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的には利用しない。また、法令又は条例の規定に基づく場合を除くほか、関係職員以外の者に閲覧・貸与・複写して提供しない。

- ① ごみ収集車事故発生時における、事故状況の確認、事故分析及び原因究明に必要な場合
- ② 事故処理及び示談交渉に必要な場合
- ③ ごみ収集車走行中又は収集作業中における、危険事例（ヒヤリハット）時等の状況確認及び分析等に必要な場合
- ④ 運転者及び作業員に対する安全運転教育に必要な場合

ウ 記録したデータを保存したDVD-Rについては、事業所等において管理責任者（所属長）の下に施錠保管等に関する記録簿を作成し、施錠可能な保管庫に入れて厳重に保管する。

エ 運転者及び作業員の研修等に使用するDVD-Rの中に、識別可能な個人情報が記録されている場合については、管理責任者（所属長）の責任において識別不可能な状態への加工を行う。

オ DVD-Rの保存期間は原則1年間とし、保存期間を経過したDVD-R及び使用済のメモリーカードの廃棄は、データが漏洩流失しないよう破碎等の方法により確実に行う。但し、運転者及び作業員の研修等に使用するための個人情報を識別不可能な状態に加工を行ったDVD-Rは除く。

カ 解析装置本体に保存したデータは、DVD-Rに保存したことを確認後、速やかにかつ確実に消去し、解析装置本体にはデータを残さないようにする。

キ 担当職員に対する必要な研修を行うとともに、個人情報保護制度の趣旨や重要性についても定期的に研修を行う。

(4) 外部提供の制限

ア 記録データは、次のいずれかに該当する場合には、関係職員以外の者に閲覧・貸与・

複写提供することができる。ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や提供データに個人情報を記録された本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

事故の原因究明や補償交渉を実施するために、

①刑事訴訟法等に基づく捜査関係機関からの照会に対して提供する場合

②事故の相手方、保険会社に提供する場合

イ 前項の規定による閲覧等を行った場合は、その理由、期日、閲覧等を行った相手方の名称、記録データの内容等を記載した記録書を作成し、保存する。

神戸市環境局ドライブレコーダー運用基準（案）

（目的）

第1条 この運用基準は、神戸市環境局の家庭ごみ収集車（市有車）（以下「ごみ収集車」という。）におけるドライブレコーダーの設置並びにこれにより記録された画像及び走行情報の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及びデータを適正に運用し、適切な事故処理、交通安全の向上等に資するとともに、個人情報の保護を図るものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ドライブレコーダー： ごみ収集車外の画像及び走行情報を記録する装置をいう。
- （2）データ： ドライブレコーダーが収集した画像及び走行情報をいう。
- （3）統括管理責任者： ドライブレコーダー及びデータを統括管理する者をいう。
- （4）管理責任者： ドライブレコーダー及びデータを管理する者をいう。
- （5）操作担当者： ドライブレコーダー及びデータを操作する者をいう。

（ドライブレコーダーの設置）

第3条 ごみ収集車における事故の原因分析及びヒヤリハット情報などの収集分析を行い、運転者及び作業員（事故惹起者含む）に対する指導教育に用いる目的でごみ収集車にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーの撮影カメラは、前方撮影用をごみ収集車の車内に、後方撮影用、左側方撮影用、及び右側方撮影用をごみ収集車の車外に設置する。
- 3 撮影範囲は1カメラあたり100度程度とする。
- 4 ドライブレコーダーの作動時間は、原則としてごみ収集車の走行及び作業時間帯とする。
- 5 ドライブレコーダー搭載車には、視認しやすい場所に、ドライブレコーダーを設置してある旨の表示をし、市民等が容易に識別できるようにする。

（統括管理責任者及び管理責任者の責務）

第4条 統括管理責任者を資源循環部長とする。

- 2 管理責任者を、事業所所長、庶務課長及び業務課長とする。
- 3 統括管理責任者及び管理責任者は、操作担当者にこの基準を遵守させなければならない。

(操作担当者の責務)

第5条 操作担当者を、事業所副所長、庶務課庶務係長、業務課業務第1係長及び各管理責任者が指定する各所属の職員とする。

2 操作担当者は、この基準に基づき、ドライブレコーダー及びデータの適正な運用を図らなければならない。

(データの取り扱い)

第6条 データは、ドライブレコーダーに装着した記録媒体（メモリーカード）に記録する。

2 記録媒体は、ドライブレコーダーの本体内に施錠して常時装着するものとし、第7条に定める必要が生じた際に、事業所の操作担当者が本体から取り出し、事業所等に設置している解析装置を介してDVD-Rに保存する。

3 解析装置にはデータを保存しない。DVD-Rは、管理簿を作成のうえ施錠可能な保管庫に保管する。

4 解析装置の操作は、パスワードを設定し管理責任者及び操作担当者に限定し、その操作状況を記録簿に記入する。なお、パスワードは定期的に変更する。

5 保存されたデータは、第7条に定める場合を除き、他の記録媒体に複写してはならない。

6 データを運転者及び作業員の安全研修等に使用する場合、特定の個人を識別可能な個人情報、管理責任者の責任において識別不可能な状態に加工する。また、神戸市個人情報保護条例に基づく開示請求により本人に開示する場合には、本人以外の個人情報は、事業所の管理責任者の責任において特定の個人を識別不可能な状態に加工する。

7 DVD-Rの保存期間は原則1年間とする。保存期間を経過したDVD-R及び使用済の記録媒体（メモリーカード）の廃棄は、データが漏洩流失しないよう破砕等の方法により確実に行う。

但し、運転者及び作業員の研修等に使用するための個人情報を識別不可能な状態に加工を行ったDVD-Rは除く。

(データの利用及び提供等の制限)

第7条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。また、法令又は条例の規定に基づく場合を除くほか、第2条に定める者及び運転者及び作業員以外の者にデータの閲覧、貸与及び複写提供（以下「提供等」という。）をしてはならない。

(1) ごみ収集車事故発生時における、事故状況の確認、事故分析及び原因究明に必要な場合

(2) 事故処理及び示談交渉に必要な場合

(3) ごみ収集車走行中又は収集作業中における、ヒヤリハット事例等の状況確認及び分析等に必要な場合

(4) 運転者及び作業員に対する安全運転教育に必要な場合

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供等を行うことができる。

ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や提供データに個人情報を記録された本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

(1) 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの文書による照会に応じて提供する場合

(2) 事故等の状況及び原因を明らかにするために、その当事者、保険会社、捜査機関に提供する場合

3 管理責任者は、前項の規定による提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、記録データの内容等を記載した記録書を作成し、保存するものとする。

(内部監査)

第8条 データに含まれる個人情報の取扱いの適正を期するため、統括管理責任者は、必要に応じて管理責任者に対し、監査を行うことができる。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及びデータの取り扱いに関し必要な事項は統括管理責任者が定める。

附 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。